

パリ日本語補習校 学則

第1章 総則

第1条 (目的)

本学則は、パリ日本語補習校規則（以下、補習校規則）第5条により、就学に関する諸事項を定め、補習校規則第3条の目的を達成することを目的とする。

第2条 (学年および学期)

パリ日本語補習校（以下、補習校）の学年は、9月1日に始まり、翌年6月30日に終わる期間とする。（授業数の関係により、7月第1週まで授業が行われることもある）

第3条 (授業時間および休校日)

- 1項 本校の授業時間は、毎週水曜日および土曜日を原則とするが、諸般の都合や行事などによる変更はこの限りではない。
- 2項 以下の期間に入る水曜日および土曜日は休校日とする。
 - (1) 夏期休校日（7月第1週目から9月新学期日まで）
 - (2) その他のフランスの祭日
- 3項 校長は、前項に定めた休校日を変更する必要があると認めた場合には、事前に日本語補習校運営委員会（以下、運営委員会）の承認を得て、休校日を変更することができる。

第4条 (臨時休校)

- 1 校長は、不測の事態発生またはその恐れがある場合には、補習校を臨時に休校することができる。
- 2 校長は、前項により、補習校を臨時休校したときには、速やかに次のことを運営委員会に報告しなければならない。
 - (1) 休校理由とその概要
 - (2) 休校とする期間

第2章 入学

第5条 (会員の義務)

本校に入学希望のものは、フランス協会法の規定により、在仏日本人会会員あるいは会員家族に限られる。例外として会員でないものが入学を希望する場合、規定の追加金を支払う必要がある。

第6条 (届出の義務)

本校に入学希望のものは、所定の入学手続きを申請し、運営委員会の許可を得るものとする。

第3章 通学

第7条（通学の責任）

本校への送迎は時間厳守を旨とし、校舎入り口まで保護者の責任で行う。通学時のいかなる責任も本校は持たない。

第4章 除籍

第8条（学校経費の未納）

本校は、授業料が1期以上未納で、事務局からの催促にもかかわらず、期限内に収められなかった場合には、やむをえない事情がある場合を除き、除籍とする。

第9条（遵守）

本校は、児童・生徒もしくはその保護者の言動と行為が、本校の名誉と運営に著しく支障をもたらす場合、注意ならびに警告を行うことがある。その上で、改善が認められない場合には、退学とする。

第5章 休学

第10条（届出の義務）

本校を一ヶ月以上長期欠席する場合は、所定の休学手続きを申請し、運営委員会の許可を得ることとする。

第6章 出席停止

第11条（出席停止）

校長は、伝染病またはその恐れのある児童・生徒の保護者に対し、該当児童・生徒の登校停止を要請し、児童の出席を停止することができる。

第7章 教育課程

第12条（教育課程の編成）

- 1項 補習校の教育課程の編成は、補習校の教育方針をもとに校長が編成する。
- 2項 校長は各年度における教育課程の編成、計画、実施などの状況を運営委員会に報告する。

第13条（学級編成）

- 1項 学級編成は校長が行う。
- 2項 校長は、学級編成を運営委員会に報告する。
- 3項 生徒の進級については、担任の意見をもとに決定する。

第 14 条（学校行事）

校長は各種の学校行事を実施する場合、事前に運営委員会に報告する。なお、学校行事は授業時間とみなす。

追加事項

- 1 教員が欠席した場合、代行のものが授業を行うことを原則とする。やむをえない事情で休講になった場合は、補講の方法を考える。それも不可能な場合のみ、授業料を返還する。
- 2 授業中の録音・録画を禁止する。
- 3 使用教材の外部への転用を禁止する。

同意書を切り取り、入学手続き書類とともに提出してください。

同 意 書

生徒名_____ならびに保護者名_____は、
パリ日本語補習校の学則に同意し、入学・継続を希望します。

_____年 ____ 月 ____ 日

署名